

平成 26 年度予算編成方針

1 日本経済の状況及び国の動向

日本経済は、政府の経済対策「アベノミクス」の効果により、景気が上向きつつあり、月例経済報告でも「景気は、緩やかに回復しつつある。先行きについては、輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現するなかで、家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。」としている。

しかし、平成 25 年 6 月には国の借金が 1,000 兆円を突破し、これからも増加傾向にあるなど、依然として厳しい状況が続いている。

国は、デフレからの脱却と強い経済再生を実現するため、「経済財政運営と改革の基本方針」を策定した。また、財政健全化の取り組みを具体化した「中期財政計画」においては、相互に補強し合う「三本の矢（大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略）」を一体化することで、民需主導の持続的成長を実現し、強い経済を実現するとしている。

特に、国と地方の財政健全化への取り組みでは、地方税収を増やすなど歳入を充実し、国の取り組みと歩調を合わせて歳出抑制を図るなど、歳入歳出両面の改革に取り組むとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を、平成 25 年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に確保するとしている。

平成 26 年度地方財政収支の仮試算（概算要求時）では、地方交付税は交付額ベースで 1.8%の減、臨時財政対策債は 5.2%の増となっており、12 月末に出される地方財政計画を注視する必要がある。

2 財政状況と収支見通し

平成 24 年度決算における、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率は、改善はしたものの各比率とも県内においては高く、楽観視できない状況となっている。

財政見通しについては、景気は回復基調にあるものの、地域経済にはまだその実感がなく、市税収入の大幅な伸びは期待できない。平成 26 年 4 月から消費税が 8%に引き上げられることによる地方消費税交付金の増額は見込めるものの、引き上げ後の反動減が懸念されている。

その他にも、普通交付税算定における職員給与費減額の復元の動向や、特例的に増額されている別枠加算の廃止の検討、行財政制度の再構築として、リーマンショック後の危機対応モードから危機以前の平時モードへの転換など、いくつもの不透明な要素があり、年末に示される地方財政計画の内容によっては、査定内容を再度見直さなければならなくなることも考えられる。

さらに、普通交付税の合併算定替による財政支援（臨時財政対策債を含めて約 8 億 2,400 万円）が、平成 28 年度から平成 32 年度までに段階的に縮減されることから、行革等の取り組みを加速させる必要がある。

3 予算編成にあたっての基本的な考え方

平成 26 年度は、市町合併から 9 年目にあたり、合併後の五泉市の基礎を仕上げる時期である。同時に、5 年後、10 年後を見据えた、新たな飛躍に向けた取り組みを始めなければならない年でもある。

このため、平成 25 年度に引き続き、3 つの柱を重点分野と位置づけ、それらを含め「住んでよかった、住みたいまち五泉市」の実現に必要な施策を積極的に展開し、未来への投資に財源を重点的に配分する予算編成とする。

具体的には、平成 24 年度重点政策枠事業、平成 25 年度のあしたのごせん創造枠事業を精査・検証し、住んでよかった、住みたいまち五泉市を実現するための事業へ統合して、新たに「ごせんの未来創造事業」として、通常予算要求と別枠の取り扱いで要求を取りまとめることとする。

別途通知した内容に基づき、将来の夢づくりのために、積極的な予算を要求されたい。

平成 26 年度予算編成の 3 つの柱

- 未来を担う人づくり・・・・・・・・人口対策、定住対策、教育振興など
- 安全安心の市民生活づくり・・・・防災減災、健康づくり、雪対策など
- 地域を支える活力づくり・・・・産業振興、地域の元気支援など

- (1) 予算については通年予算として編成する。なお、年度途中の補正は、制度改正に伴うもの、災害復旧など緊急を要するもの、その他真にやむを得ないもの以外は原則行わない予定であること。
- (2) 新規事業や既存事業を拡充するときは、既存事業の経費の振り替えや節減合理化により財源を捻出する、スクラップ・アンド・ビルドを徹底して経費を見積ること。
- (3) 人口やサービス対象者の減少（例えば子どもの減少）を、適切に反映させること。
- (4) 前例踏襲主義といった固定観念から脱却し、変化を恐れることなくすべての事業についてゼロベースから見直し、事業の廃止、縮小、統合について徹底的に検証すること。
- (5) 国の予算や地方財政計画等が決定していないため、現行制度に基づき編成するが、国の政策決定がなされたものや、国、県の予算案が判明したものは、予算編成途中であっても修正することとする。
- (6) 国、県の補助事業について、対象となるものは補助要望すること。また、制度変更等にも的確に対応すること。
なお、補助事業であることを理由に安易に事業採択を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しを招くことのないよう留意すること。
- (7) 国、県の補助の打ち切りや補助割合の変更などがあった場合は、事業の打ち切りや縮小を行うこと。なお、市単独事業への振り替えは認めない。
- (8) 市単独事業については、制度継続の合理性等を必ず整理し、必要に応じて制度改正を積極的に行うこと。
- (9) 補助金交付にあたり、必要性や費用対効果、補助率等について精査、検証して、「五泉市補助金交付基準」により、徹底した見直しを行うこと。
- (10) 事業の民間委託や指定管理者制度など、効率的な代替え手段の検討を積極的に進め、経費の節減等に努めること。

- (11) すべての事業について、事務事業評価を基に事業内容を精査し、市民ニーズや時代に即した内容に改善するとともに、事業の優先度を十分に検討し、事業の必要性が薄れているものは積極的に廃止し、徹底した見直しを行うこと。
- (12) 現場を熟知している職員一人ひとりが主体となって、予算編成に取り組むこと。
- (13) 新規事業の予算化については、原則として事業の終期を設定し、後年の負担を明らかにして見積ること。
- (14) 特別会計において、財源を安易に一般会計に依存せず、国、県補助金や自主財源の確保に努めること。さらに、経営の合理化と経費節減に努め、これまで以上に独立採算を徹底して財政健全化を図ること。
- (15) 以下の費目については、それぞれ指示する範囲を要求の上限とする。なお、市民サービスに大きな影響が出ることが予想される場合は、事前に財政課と協議すること。

予算要求枠	対象経費
平成 25 年度当初予算額を上限とするもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外勤務手当 ・ 交際費 ・ 食糧費 ・ 印刷製本費 ・ 医薬材料費 ・ 賄材料費
平成 25 年度当初予算額の 97%の額を上限とするもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品費 ・ 修繕料 ・ 原材料費

※異例な事務事業等、特殊要因がある場合は上記の額に所要額を加算することができる

- (16) 消費税は 8%で見積ること。ただし、予算要求枠対象経費は消費税引上げによる要求額の増は考慮しない方針であること。
- (17) 債務負担行為の設定にあたっては、事前に財政課と協議すること。